



令和3年12月1日発信

報道関係者 各位

## 国民健康保険税の軽減判定誤りについて

令和3年度国民健康保険税の課税計算において、税制改正に伴い変更が行われた軽減判定基準額の算定につきまして誤りがありました。

対象世帯の皆さまにおかれましてはご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫びいたします。

### 1. 原因

飯山市がシステム業者に委託をしている、国民健康保険税の課税計算のシステムの不具合により、軽減判定基準額の算定の際に用いる世帯内の「給与所得者等の数」のカウントに誤りがありました。

令和3年度国民健康保険税の軽減判定基準額

7割軽減 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

5割軽減 43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

2割軽減 43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※「給与所得者等の数」・・・給与収入が55万円超または年金収入が60万円超(65歳以上は110万円超)の人数

この算出方法の「給与所得者等の数」の部分において、本来計算には含めない人数を含めて算定をしていました。

そのため、過大に軽減がなされ本来の税額よりも過小に課税をしていました。

### 2. 対象世帯及び金額

今回の課税誤りにより市内では、6世帯が該当し、金額については合計139,500円の追加納付金額が発生したことが判明しました。

### 3. 今後の対応

今回の課税誤りの対象世帯の皆さまに、個別にご連絡を差し上げ説明を行います。

また委託業者にシステムの改修を指示したのち、本来の正しい税額へと再計算を行い、差し替えの納付書の通知を行います。

### 4. 再発防止策

今後、同様の事案が発生しないよう、システム業者との連携を深めるとともに税額チェック等、適正な事務に努めてまいります。

#### <担当課>

飯山市 総務部 税務課  
(課長) 上原 純一 (担当者) 丸山 航己  
住所：飯山市大字飯山1110-1  
電話：0269-67-0723  
ファクシミリ：0269-62-5990  
電子メール：[zeimu@city.iiyama.nagano.jp](mailto:zeimu@city.iiyama.nagano.jp)